

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合監査委員条例

昭和54年6月21日
組合条例第5号

改正 昭和55年3月24日組合条例第16号 昭和56年3月11日組合条例第20号 昭和57年4月1日組合条例第26号
昭和63年12月27日組合条例第35号 平成7年3月30日組合条例第50号 平成17年3月18日組合条例第73号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第195条第2項及び第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査委員の定数)

第2条 監査委員の定数は、2人とする。

(報酬及び費用弁償)

第3条 監査委員の報酬及び費用弁償は、次のとおりとする。

報酬	知識経験者	年額	24,000円
	議会選出者	年額	21,000円
費用弁償		1日	2,000円

(準用規定)

第4条 この条例で定めるものを除くほか必要な事項については美咲町の関係条例を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年3月24日組合条例第16号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月11日組合条例第20号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年4月1日組合条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年12月27日組合条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則(平成7年3月30日組合条例第50号)

この条例は、平成7年4月1日より施行する。

附 則(平成17年3月18日組合条例第73号)

この条例は、平成17年3月22日より施行する。